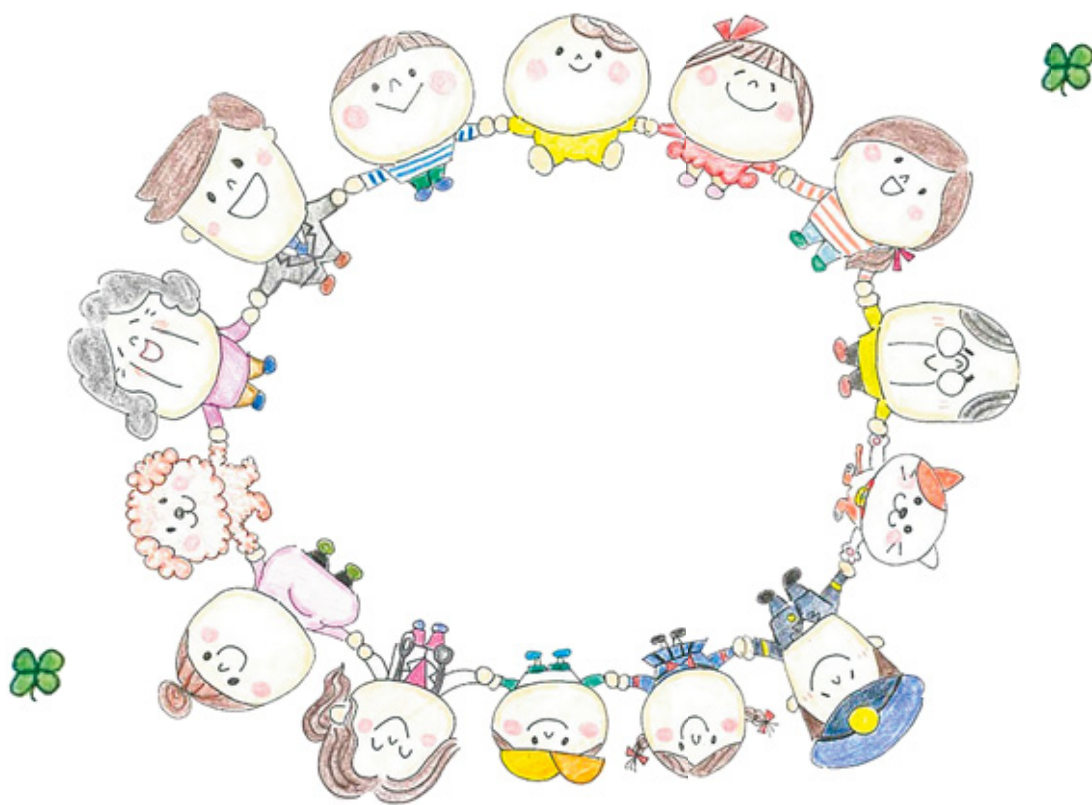


大崎市こども計画

みんなで応援するWA(輪)！
こどもと一緒に育つまち おおさき



令和 7 年 3 月

大 崎 市

計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的

令和5年4月1日に、次代の社会を担う全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。

本市においては、現行の「第2期大崎市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和6年度で最終年度を迎えることから、国の動向と第2期計画からの方向性を踏まえ、引き続きこども・若者施策を総合的に推進するため、新たに「母子保健計画」を包含し、「大崎市こども計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

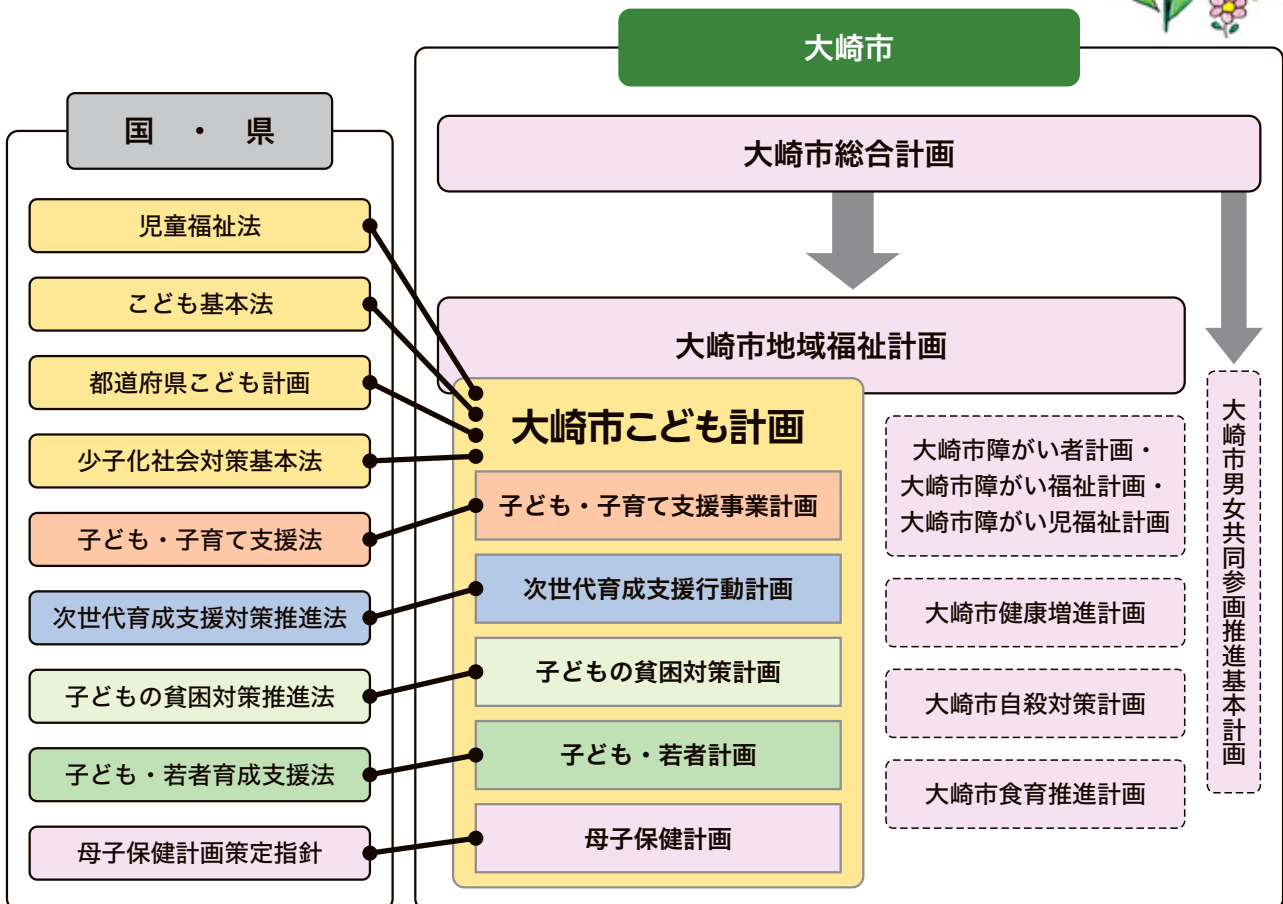
2 計画の位置づけと計画期間

本計画は、こども基本法第10条第2項に定める「市町村こども計画」であり、本市におけるこども施策に関する事項を定める計画で、こども施策に関連する複数の計画を包括するものとして策定しています。

また、本市の最上位計画である「大崎市総合計画」と整合を図るとともに、福祉の上位計画である「大崎市地域福祉計画」やその他の各種計画、国や県の法律及び計画とも整合・連携を図り策定しました。

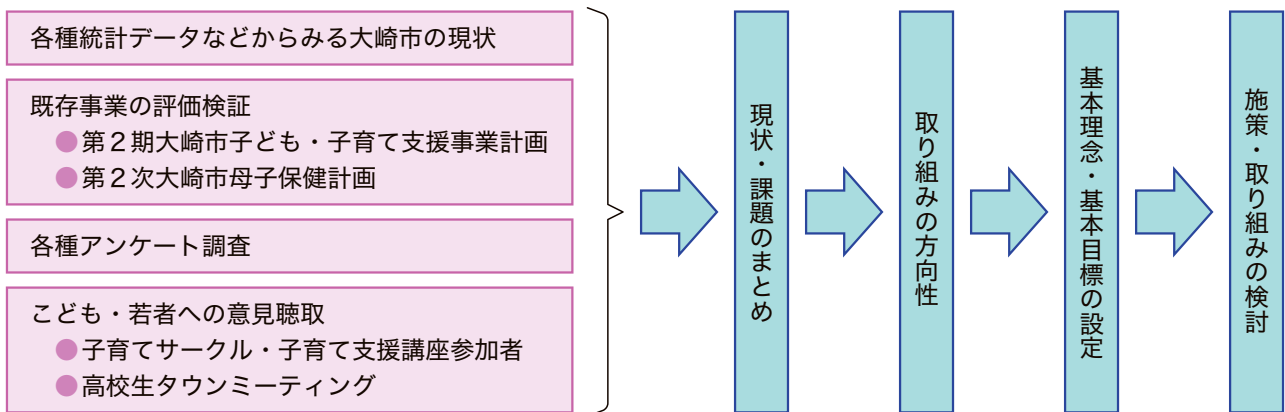
計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間です。

■ 計画の位置づけ図



現状・課題のまとめと取り組みの方向性

各種統計データなどからみる大崎市の現状，既存事業の評価検証，各種アンケート調査，こども・若者への意見聴取などから現状と課題をまとめ，今後の取り組みの方向性を検討しました。



こども・子育て当事者の健康づくり

行政や地域で支える子育て支援

こども・若者の教育・居場所の充実

こども・子育て家庭の状況に応じた必要な支援

若者の希望を叶えられる地域づくり

基本理念

みんなで応援するWA(輪)！
こどもと一緒に育つまち おおさき

核家族化の進行や共働き家庭の増加，価値観の多様化などにより，こども・子育てを取り巻く家庭環境や社会環境は大きく変化しており，子育てに対する保護者の負担，不安や悩み，孤立感などを感じる人が増えています。子育て家庭が孤立することなく，安心して子育てができる社会の実現には，子育て家庭を温かく見守り，社会全体でこども・子育て世代を応援するという気運の醸成を図ることが重要となります。

本計画では，これまで推進してきた第2期大崎市子ども・子育て支援事業計画の子育て支援施策の方向性と基本理念を継承しつつ，このような子育て家庭を取り巻く環境を踏まえ，こども，保護者，地域，企業，行政など，様々な主体が互いに支え合いながら育ち合う関係の充実を図り，こどもと一緒に元気になれるまちを将来のあるべき姿として，子育て支援策に取り組んでまいります。



基本目標・施策の展開

基本目標1 親子の健康の確保・増進, 切れ目のない支援

施	策
(1) 安心・安全な妊娠・出産への支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ① 妊娠・出産に関する必要な情報や正しい知識の啓発 ② 妊婦健康診査の充実 ③ 妊産婦訪問指導・相談の充実 ④ 妊産婦の交流・情報交換の機会の提供 ⑤ 喫煙や飲酒による母体・胎児への害に関する啓発 ⑥ 家族や職場の協力の必要性に関する啓発 ⑦ 不妊を心配する夫婦への支援 	(3) 相談体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ① 子育ての仕方について学ぶ機会の提供 ② 子育てに関する情報の提供 ③ 子育ての不安や悩みなどを相談できる機会の提供 ④ 母親同士の交流への支援 ⑤ 母子保健従事者の資質の向上 ⑥ 地区組織との連携による支援
(2) こどもの健康づくりと疾病予防の推進 <ul style="list-style-type: none"> ① 乳幼児健康診査の充実 ② 産後の支援体制の充実 ③ 規則正しい生活習慣の大切さの啓発 ④ 予防接種事業の推進 ⑤ 歯科保健対策の充実 ⑥ 切れ目のない支援体制の整備 ⑦ 学童期, 思春期からの健康づくりの充実 ⑧ 食育の推進 ⑨ 喫煙や飲酒・薬物の有害性についての情報提供 	(4) 小児医療体制の確保 <ul style="list-style-type: none"> ① 医療機関との連携強化 ② 周産期医療との連携 ③ 小児医療体制の確保 ④ 休日・夜間診療体制の確保
	(5) 大崎市民病院による高度な最新医療の提供 <ul style="list-style-type: none"> ① 大崎市民病院周産期センターによる医療提供 ② 夜間急患センターと救命救急センターの連携

基本目標2 子育て支援の充実

施	策
(1) 教育・保育施設での保育サービスの充実 <ul style="list-style-type: none"> ① 保育環境の確保 ② 延長保育の充実 ③ 一時預かりの充実 ④ 病後児保育の実施 ⑤ アレルギー児の除去食の実施 ⑥ 幼稚園教育の方向性と私立幼稚園との連携 ⑦ 私立幼稚園への支援 	(3) 子育て支援体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ① 保育所の統廃合 ② 意見・要望などの解決処理体制の充実 ③ 保育士, 幼稚園教諭等の研修の充実 ④ 保育士, 幼稚園教諭等の人材の確保・充実 ⑤ 保育所・小学校間の連携 ⑥ 子育て家庭のニーズの変化への対応 ⑦ 公民館などにおける活動の充実 ⑧ 青少年のための市民会議への支援 ⑨ スポーツ・レクリエーション活動の推進 ⑩ 芸術文化や音楽を鑑賞・体験する機会の確保 ⑪ 地域における青少年健全育成活動の支援 ⑫ 異年齢交流の推進
(2) 地域における子育て支援サービスの充実 <ul style="list-style-type: none"> ① 子育て支援センター機能の充実 ② 地域交流事業の支援 ③ 子育て講座などの充実 ④ つどいの広場事業の推進 ⑤ ファミリー・サポート・センター事業の充実 ⑥ 市民協働, 地域参画によるこどもの居場所づくり 	(4) 登校に不安や悩みを抱えている児童生徒への支援 <ul style="list-style-type: none"> ① 子どもの心のケアハウスにおける支援の充実 ② 学び支援教室の設置 ③ フリースクールなどの民間施設との連携 ④ 保護者等へのサポート



基本目標3 こどもの権利の保障と教育振興施策の推進

施	策
<p>(1) こどもの意見・権利の尊重</p> <p>① こどもの権利の保障と理解促進 ② こどもの意見表明の機会の確保</p>	<p>(3) ICT環境の活用</p> <p>① 情報活用能力の育成 ② ICT活用指導力の向上と校内推進体制の整備</p>
<p>(2) 学校教育等の充実</p> <p>① 自然環境や地域資源を活かした幼稚園教育の推進 ② 「学力向上マネジメントおおさき方式」の実施 ③ 豊かな人間性を培う学校教育の充実 ④ たくましく生きるための健康・体力を培う幼稚園・学校づくりの推進 ⑤ 男女共同参画意識の醸成 ⑥ 姉妹・友好都市との交流事業の実施 ⑦ おおさき日本語学校を軸とした多文化共生の推進</p>	<p>(4) 家庭・地域の教育力の向上</p> <p>① 地域交流への対応 ② 家庭教育への支援 ③ 地域の人材の活用・育成 ④ 生涯学習人材登録・活用の推進</p>
	<p>(5) 世界農業遺産「大崎耕土」を未来に継承する人材の育成</p> <p>① 世界農業遺産「大崎耕土」学習の支援 ② 自然と共生する環境教育の支援</p>



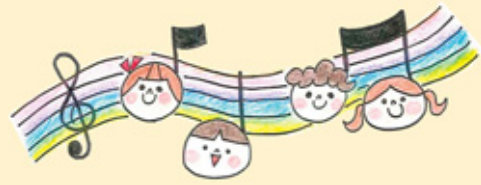
基本目標4 安心して子育てをするための環境整備

施	策
<p>(1) 仕事と子育ての両立支援</p> <p>① 女性の雇用・再雇用の促進 ② 事業所への子育て支援体制の啓発 ③ 男女の均等な雇用機会・待遇の確保 ④ 企業認証制度の普及啓発</p>	<p>(4) 子育てサークル・ボランティアへの支援</p> <p>① 子育てコミュニティづくりの支援 ② 外国人への支援 ③ 子育て自主サークルの育成・活動支援 ④ 子育てボランティアの育成・支援</p>
<p>(2) こどもの居場所づくり</p> <p>① 公共施設の環境整備 ② 児童館・児童センター機能の強化 ③ 放課後児童クラブ等の安定的な運営・充実 ④ 公共施設におけるこどもと親子利用の充実 ⑤ こどもの遊び場の確保 ⑥ 遊具の安全点検及び維持補修の実施 ⑦ 公園美化の推進 ⑧ こども食堂の活動に関する連携</p>	<p>(5) 援護・相談・啓発活動の充実</p> <p>① 相談場所の周知徹底 ② 子育て情報提供の充実 ③ 気軽に相談できる窓口の体制整備 ④ こども・若者の自殺対策 ⑤ 発達支援のネットワークの充実 ⑥ 子育て意識の啓発 ⑦ 在宅育児への支援</p>
<p>(3) 安全・安心な環境づくり</p> <p>① 安全な道路環境の整備 ② 交通安全教育の推進 ③ 学校安全対策の確保 ④ 地域の防犯強化の推進</p>	



基本目標5 配慮が必要な子ども・家庭への支援

施策	
<p>(1) 要保護児童対策の充実</p> <p>① 要保護児童対策地域協議会活動の推進 ② 子ども家庭相談事業の充実</p>	<p>(4) 子ども・家庭への経済的支援</p> <p>① 保育料の軽減 ② 各種手当等の支給，奨学金の貸与 ③ 医療費の助成 ④ 生活困窮世帯のこどもの学習支援・自立支援等</p>
<p>(2) 障がいのある子どもへの支援</p> <p>① 障がい児保育の充実 ② 保育士や特別支援コーディネーターの専門性の向上 ③ 障がい児・者歯科診療の環境整備 ④ 障がい児・者に対する相談支援</p>	
<p>(3) ひとり親家庭への自立支援の推進</p> <p>① 相談機能の充実 ② 子育てや生活の支援 ③ ひとり親家庭の就業支援 ④ 自立に向けての経済的支援</p>	
<p>(5) 児童虐待防止対策，ヤングケアラーへの支援</p> <p>① 児童虐待防止対策の充実 ② ヤングケアラーに対する支援の推進</p>	



基本目標6 若者の社会参画の推進

施策	
<p>(1) 就労支援</p> <p>① 若者等への就労支援</p>	<p>(3) 結婚支援</p> <p>① 結婚を希望する若者への支援</p>
<p>(2) 子どもや若者の社会参画・交流への支援</p> <p>① 子ども・若者の社会参画の充実 ② 若者の交流の場の提供</p>	<p>(4) 移住・定住支援</p> <p>① 移住・定住に関する支援</p>

ライフステージに応じた支援

「子育て」は、こどもの誕生前から始まっており、こどもの誕生後も、乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続いていきます。子ども・若者の状況に応じた各種支援をライフステージごとに視覚化することで、必要な支援が特定の年齢で途切れることがないように、切れ目のない支援の充実を図ります。



妊娠前 妊娠期 出産期 乳児期 幼児期 学童期 思春期 青年期 成人期

※ライフステージ別事業一覧は、本計画資料編133ページから134ページに掲載しています。

子ども・子育て支援事業の確保量等

本計画に包含する子ども・子育て支援事業計画では、「教育・保育事業」及び「地域子ども・子育て支援事業」について、量の見込み及び確保方策を設定する単位として「教育・保育提供区域」を定めることとしています。

本市では市全体を1区域として設定し、「教育・保育事業」及び「地域子ども・子育て支援事業」の計画期間の必要量の見込みと確保量を次のとおり定めます。

■教育・保育事業等

区分	事業の対象	実績 (令和6年)	確保量 (令和11年)
1号認定	満3歳以上の学校教育を希望する就学前のこども 【対象施設-幼稚園】	997人	1,465人
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前のこども 【対象施設-保育所(園)】	1,661人	1,734人
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けたこども 【対象施設-保育所(園), 地域型保育施設(小規模保育施設, 家庭的保育施設), 認可外保育施設】	1,324人	1,354人
こども誰でも 通園制度 (令和8年度から開始 する事業)	満3歳未満で月一定時間までの利用可能枠の中で, 保護者の就労の有無などは問わず保育所を利用することが可能 【対象施設-保育所(園), 地域型保育施設(小規模保育施設, 家庭的保育施設), 認可外保育施設】	—	22人

■地域子ども・子育て支援事業

事業名	事業の概要	実績 (令和6年)	確保量 (令和11年)
延長保育事業	保育所(園)及び認定こども園において, 開所時間を延長して児童を保育する事業。	1,405人	1,500人
幼稚園における 預かり保育事業	通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに, 幼稚園の園児を対象に教育活動等を行う事業。	25,951人	33,529人
一時預かり事業	家庭において, 一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について, 保育施設その他の場所で一時的に預かり, 必要な保護を行う事業。	1,004人	858人
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により, 家庭において養育を受けることが一時的に困難となったこどもについて児童養護施設等に入所し, 必要な保護を行う事業。市内には児童養護施設がないため, 里親に委託し必要な養育・保護を行っている。	20人	20人
病児病後児保育事業	病後児保育は, 保育施設に入所している1歳児から小学校3年生までで, 病気の回復期において, 集団保育を受けることが困難なこどもを預かる事業。病児保育は, 保育施設に入所して, 病気中のため集団保育を受けることが困難なこどもを預かる事業。	220人	220人
ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の家庭を会員として, 児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動を行う事業。	88人	80人
放課後児童健全育成事業	小学校に就学している児童に対して, 健全な育成を図るため, 放課後に適切な遊び及び生活の場を提供する事業。	1,598人	1,765人
地域子育て支援拠点事業	家庭や地域における子育て機能の低下や, 子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため, 子育て支援拠点施設において, 地域での子育て中の交流促進や育児相談等を行う事業。	26,940人	20,481人

事業名	事業の概要	実績 (令和6年)	確保量 (令和11年)
利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、こどもや保護者からそれらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を行う事業。	2か所	2か所
妊婦健康診査事業	妊婦が医師や助産師等の専門家のアドバイスを受けて、積極的に健康管理に取り組むための事業。	8,764回	7,910回
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行う事業。	650人	565人
養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師等が居宅を訪問し、養育に関する相談等を行う事業。	95人	143人
産後ケア事業	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を行う事業。	—	135人
子育て世帯訪問支援事業	虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭・妊産婦・ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業。	—	100人
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業。	利用ニーズを把握しながら、家庭が抱える様々な課題の解決に向け、支援を実施していきます。	
親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業。		
こどもを守るための地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会内の情報交換と支援内容の協議、専門性向上のための研修や市民への啓発の取り組み等、地域全体で連携を強化し、児童虐待を防止し、発生を予防する事業。	要保護児童対策地域協議会と連携しながら、関係機関の専門性と連携の強化に取り組みます。	
実費徴収に係る補足給付事業	特定教育・保育施設等における保育料以外の実費徴収費用(副食費)について、低所得世帯の負担軽減を図るため、国の示す基準に基づき、費用の一部を補助する事業。	71人	91人
多様な主体の参入促進・能力活用事業	ライフスタイルの多様化に対応することを目的として、個々の事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するために、認可外保育施設や事業所内保育施設が円滑に新制度の給付対象施設へ移行し、より質の高い保育を提供できるような体制を整備する事業。	地域の教育・保育のニーズに沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進めるため、多様な事業者の新規参入を支援します。	

大崎市こども計画【概要版】

発行：令和7年3月／大崎市民生部子育て支援課
〒989-6188 宮城県大崎市古川七日町1-1
TEL：0229-23-6045 FAX：0229-24-2112



大崎市公式キャラクター

ピタ崎さん